

黒松内町移住促進分譲地条例施行規則

平成20年6月23日公布規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、黒松内町移住促進分譲地条例(平成20年条例第17号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定める。

(申請)

第2条 条例第6条第1項の規定による申請は、黒松内町移住促進分譲地分譲申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)に住民票謄本、定住誓約書(別記様式第2号)、自家住宅建築計画書及び自家住宅建築資金を証する書類各1通を添えて行う。

(審査)

第3条 条例第6条第2項の規定による審査結果の通知は、黒松内町移住促進分譲地応募資格審査通知書(別記様式第3号)により行う。

2 町長は、条例第6条第3項の規定により審査結果を取消した場合、直ちに黒松内町移住促進分譲地応募資格審査結果取消通知書(別記様式第4号)を、応募者に交付しなければならない。

(分譲選考会)

第4条 条例第7条第1項の規定による選考会開催通知は、黒松内町移住促進分譲地分譲選考会開催通知書(別記様式第5号)により行う。

(分譲決定通知)

第5条 条例第7条第6項の規定による分譲決定通知は、黒松内町移住促進分譲地分譲決定通知書(別記様式第6号。以下「決定通知書」という。)により行う。

2 前項の規定は、条例第7条第7項の規定による決定通知の方法について準用する。

(譲渡契約)

第6条 条例第8条第1項の規定による譲与又は売買契約の締結は、前条第1項の規定及び第2項の規定で準用する決定通知書の発送日から20日以内に、黒松内町移住促進分譲地譲与契約書(別記様式第7号。)又は黒松内町移住促進分譲地売買契約書(別記様式第8号)により行う。

(保証金)

第7条 条例第8条第2項の規定による保証金を預かったことを証する書面の交付は、黒松内町移住促進分譲地最低移住期間保証金預かり証(別記様式第9号)により行う。

(計画変更)

第8条 条例第9条第1項の規定による届け出は、黒松内町移住促進分譲地計画変更届(別記様式第10号)により行う。

(工事着手)

第9条 条例第9条第2項の規定による届け出は、黒松内町移住促進分譲地自家住宅建築工事着手届(別記様式第11号)に住宅工事請負契約書の写し及び住宅設計図面の写し各1通を添えて行う。

(違反行為)

第10条 条例第9条第3項第5号の規則に定める事項は、第2条の規定による申請書の申請の目的欄及び分譲地の用途欄に記載した事項をいう。

(違反行為の特例)

第11条 条例第9条第3項ただし書きに規定する止むを得ない事情は、次に定めるところによる。

(1) 移住希望者に事故等が発生した場合において、当該移住希望者により自家住宅を建築することが困難であると認められ、当該移住希望者を除く同居予定者に自家住宅を建築させるため、取得分譲地を売買又は贈与することをいう。

(2) 同居予定者に事故等が発生した場合において、当該同居予定者又は当該同居予定者以外の同居予定者により自家住宅を建築することが困難であると認められ、同居予定者が居住する住宅を、当該同居予定者の関係相続人が建築するため、関係相続人に取得分譲地を売買又は贈与することをいう。

(契約解除)

第12条 条例第9条第4項の規定による承認及び契約の解除は、黒松内町移住促進分譲地譲与・売買契約解除申請書(別記様式第12号。以下「契約解除申請書」という。)により行う。

(工事遅延)

第13条 条例第9条第5項の規定による承認は、黒松内町移住促進分譲地自家住宅建築工事遅延届(別記様式第13号)により行う。

(違反行為通知)

第14条 条例第9条第9項の規定による通知は、黒松内町移住促進分譲地違反行為確認通知書(別記様式第14号)により行う。

(工事完成)

第15条 条例第10条第1項の規定による届け出は、黒松内町移住促進分譲地自家住宅建築工事完成届(別記様式第15号)により行う。

(義務違反の特例)

第16条 条例第10条第3項で準用する条例第9条第3項ただし書きに規定する止むを得ない事情は、次に定めるところによる。

(1) 自家住宅の同居予定者として居住していた者がなくなり、関係相続人又は関係相続人の親族において引続き居住することが困難なため、他の移住希望者に当該自家住宅(取得分譲地を当該自家住宅と一体的に処分する場合を含む。以下同じ。)を貸与、売買又は贈与することをいう。

(2) 自家住宅の同居予定者の数に変更があり、当該自家住宅の一部改築を必要とし、増減築することをいう。

(3) 新規開業及び廃業により自家住宅について種類を変更すること又は増減築することをいう。

(4) 併用住宅において、居住に要する部分を除き、他者に貸与するとき。

(保証金返還の条件)

第17条 条例第11条第1項第2号の規則に定める場合は、前条第1号の規定に

より他の移住希望者が自家住宅を借受け、売買若しくは受贈した場合をいう。

(費用負担)

第18条 分譲地の応募、譲渡及び契約の解除の手續に必要な費用は、すべて移住希望者の負担とする。

(委任)

第19条 この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

